

一般社団法人 福島県銀行協会定款

一般社団法人 福島県銀行協会定款目次

	頁
第1章 総 則	1
第2章 目的及び事業	1
第3章 社 員	2
第4章 機 関	4
第1節 役 員	4
第2節 総 会	6
第3節 理 事 会	8
第5章 経 費 分 担 金	9
第6章 資 産 及 び 会 計	10
第7章 定款の変更及び解散	12
第8章 公 告 の 方 法	12
第9章 事 務 局	12
第10章 雑 則	12
附 則	13

一般社団法人 福島県銀行協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、一般社団法人福島県銀行協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、銀行業務の改善進歩を図り、一般経済の発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 防犯・消費者保護の推進

- ① 相談所の設置及び運営
- ② 銀行及び銀行取引に関する広報
- ③ 防犯・消費者保護のための催しの主催及び参加
- ④ 防犯・消費者保護に関する社員、他の金融機関、関係官庁及びその他との連携
- ⑤ 金融犯罪の防止に関する関係官庁等との連携及び社員に対する支援
- ⑥ 反社会的勢力介入排除に関する関係官庁等との連携及び社員に対する支援

(2) 地域経済活性化に向けた活動支援

- ① 金融及び経済に関する調査及び研究
- ② 関係官庁等に対する提言及び相互の連絡及び調整
- ③ 経済団体等の活動への参加
- ④ 各種の非営利団体の活動への参加
- ⑤ 地域経済活性化のための各種催し事への参加

- ⑥ 地域経済活性化に関する社員、他の金融機関、関係官庁及び
その他との連携
- (3) 銀行営業及び業務一般に関する社員、関係官庁及びその他との
連携
- (4) 金融機関関係者相互の親交を図り、その連絡を密にするための
運営
- (5) 銀行職員の養成教育
- (6) その他本協会の目的達成上必要な事業

第3章 社員

(社員の要件)

第5条 本協会の社員となることのできる者は、福島県において本店又は支店等の営業拠点を有する銀行に限る。

(入会)

第6条 社員となろうとする銀行は、所定の入会申込書を提出して理事会の承認を得なければならない。

(加入金)

第7条 新たに本協会の社員になろうとする者は、第43条に規定する加入金を納付しなければならない。

(社員資格の取得)

第8条 第6条の承認を得た銀行が前条により加入金を完納したときは、会長は、申込書に記載した事項を社員名簿に登録し、これを社員に通知しなければならない。

2 申込者は、社員名簿の登録によって社員としての資格を取得する。

(社員名簿に記載した事項の変更)

第9条 社員名簿に記載した事項に変更を生じたときは、社員は、1週間以内に書面をもってこれを本協会に通知しなければならない。

2 前項の通知があったときは、会長は、社員名簿に変更の記載をし、これを社員に通知しなければならない。

(任意退会)

第10条 社員は、退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 社員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。この場合、当該社員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 経費分担金を納付しないとき。
- (2) 本協会の体面を毀損する行為、又は本協会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) この定款、総会の決議もしくは理事会の決議等に違反したとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第5条の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 破産手続きの開始決定を受けたとき。
- (3) 解散又は合併により消滅したとき。
- (4) 総社員が同意したとき。

(社員資格の承継)

第13条 社員が次の各号の一に該当する場合に、各号に定める銀行は、既に社員である場合を除き、社員の資格を承継することができる。

- (1) 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合
存続する銀行
- (2) 合併により新銀行を設立する場合
設立される銀行
- (3) 分割又は営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前条第1号又は第3号により社員の資格を喪失する場合
営業を譲り受ける銀行
- (4) 分割又は営業譲渡により、営業の全部又は一部を当該社員の子会社である銀行、親会社である銀行、又は親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第1号又は第3号により社員の資格を喪失する場合

営業の全部又は一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行
営業の全部又は一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行

(5) その他理事会が適当と認める場合

理事会が指定した銀行

(社員資格喪失の通知等)

第14条 社員としての資格を喪失した者があるとき、理事は、社員名簿にその資格喪失の理由及び資格喪失した年月日を記入し、かつ、資格喪失した社員の名称、資格喪失の理由及び年月日を、資格喪失者及び全ての社員に通知しなければならない。

(社員の権利喪失)

第15条 社員がその資格を喪失したときは、本協会に対するすべての権利を失う。

第4章 機関

第1節 役員

(役員の種類及び定数)

第16条 本協会には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上11名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とし、1名を常務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の代表理事とする。

4 第2項の常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。なお、理事1名及び監事1名は、社員以外の者から選任することができる。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって選定する。

3 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、理事会であらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、総会又は理事会の決議若しくは会長の指示に基づき、本協会の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を、理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第20条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 役員に欠員が生じた場合、補欠選任を行う。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第16条に定める最低員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第22条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、社員以外の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

第2節 総会

(構成)

第23条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第24条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに財産目録の承認
- (5) 事業計画及び収支予算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第25条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第26条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長に事故あるとき（欠けた場合を含む。以下同じ。）は、第18条第3項により理事会であらかじめ定めた順序に基づき副会長が招集する。

3 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第27条 総会を招集するときは、会長は、開催日の1週間前までに、社員に対して書面により通知を発しなければならない。ただし、総会に出席

しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、書面による総会開催の通知を、開催日の2週間前までに発しなければならない。

- 2 前項の書面による通知には、総会の日時及び場所、総会の目的である事項その他法令で定める事項を記載しなければならない。

(招集手続きの省略)

第28条 前条の規定にかかわらず、総会は、社員全員の同意があるときに限り、招集の手続きを経ることなく開催することができる。ただし、総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、この限りでない。

(議長)

第29条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故あるときは、第18条第3項により理事会であらかじめ定めた順序に基づき副会長を議長とし、会長及び副会長ともに事故あるときは、出席した社員のうちから選定された者を議長とする。

(議決権)

第30条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第31条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使及び書面による議決権の行使)

第32条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合当該社員又はその代理人は、代理権を証明する書面を本協会に提出しなければならない。

2 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会開催日の前営業日の業務時間終了時までには、当該記載をした議決権行使書面を本協会に提出して行うものとする。

3 代理人又は書面によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第33条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会に出席した者の中から議長が指名した議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

(決議の省略)

第34条 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき社員のすべてが書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第3節 理事会

(構成)

第35条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集及び開催)

第37条 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、会長が招集する。

- 2 会長に事故あるときは、第18条第3項により理事会であらかじめ定めた順序に基づき副会長が招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日の7日前までに会議の目的である事項、開催日時及び開催場所を、各理事及び各監事に通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故あるときは、第18条第3項により理事会であらかじめ定めた順序に基づき副会長を議長とし、会長及び副会長ともに事故あるときは、出席した理事の中から選定された者を議長とする。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 前条の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長及び副会長が全て出席しなかったときは、出席した理事全員と監事が議事録に記名押印する。

第5章 経費分担金

(経費負担義務)

第42条 社員は、本定款の定めるところに従って経費を分担する義務を負う。

(加入金及び経費分担金)

第43条 本協会の加入金及び経費分担金の算出基準及び納付方法は、総会において定める。

- 2 社員は、既納の加入金及び経費分担金の返還を請求することはでき

ない。

3 臨時に経費分担金を徴収する場合は、総会の決議による。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第44条 本協会の資産は、基本財産及び通常財産の2種とする。

2 基本財産は、本協会の目的達成のため、事業を実施する上で不可欠な財産として理事会で定めたものとし、これを処分し又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、総会において、総社員の3分の2以上の決議を得て、これを処分し又は担保に供することができる。

3 通常財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第45条 本協会の資産は、会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第46条 本協会の経費は、通常財産をもって支弁する。

(事業年度)

第47条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第48条 本協会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて執行することができる。

(事業報告及び決算)

第49条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類（以下「計算書類等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号、第5号及び第7号の書類については承認を受けなければならない。ただし、公益目的支出計画期

間終了後は第3号の書類の作成、報告は不要とする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (7) 財産目録

2 各事業年度の計算書類等は、監査報告とともに、各事業年度にかかる定時総会の日の2週間前の日から、主たる事務所に備え置くものとする。

（資料の備置き）

第50条 各事業年度の計算書類等のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 定款
- (3) 社員名簿
- (4) 役員名簿
- (5) 収支計算書
- (6) 事業計画書
- (7) 収支予算書
- (8) その他法令で定めた書類

（剰余金）

第51条 本協会は剰余金の分配を行うことができない。

（長期借入金）

第52条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席する総会において、3分の2以上の決議を得なければならない。

（会計規則）

第53条 本定款に定めるもののほか、会計に関し必要な規則は理事会において定める。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第54条 本定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第55条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第56条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 本協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第9章 事務局

(事務局)

第58条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び若干名の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 雑則

(定款の施行に必要な事項の定め)

第59条 本定款の施行に必要な事項で本定款に定めのない事項については、理事会がこれを決定する。

附 則

(施行期日)

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(事業年度の特例)

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第47条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(最初の代表理事等)

3. 本協会の最初の会長は北村清士、副会長は岩田尚志、常務理事は阿部哲夫とする。

(注) 令和5年3月22日定款の一部改正 実施日同4月1日